

特定非営利活動法人 e ばしょ結屋

定款

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人 eばしよ 結屋と称する。  
2 この法人の略称は、結屋とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、事務所を新潟県新潟市におく。

(目的)

- 第3条 この法人は、障害のある人もない人も、どんな年齢の人も地域で安心して暮らしていくことを目指して、障がいのある人が生活していく上で必要な力を身に付け、コミュニケーション能力や判断力を養うために様々な作業を通しての支援活動を行い、地域住民の福祉向上に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成させるため、保健、医療または福祉の増進を図る活動を行う。

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成させるため、次に掲げる特定非営利活動にかかる事業を行う。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - (2) 地域生活支援事業
  - (3) 地域交流事業
  - (4) 相談支援事業
  - (5) その他第3条の目的を達成させるために必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

- 第6条 この法人の会員は次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体で、総会における議決権を有する者
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、又は団体で、総会における議決権を有しない者
- 2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、総会で別に定める。

(入会)

- 第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項の申込者が第3条に定めるこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、これを拒否する正当な理由のない限り入会を承諾するものとする。
  - 3 理事長は、第1項の申込者の入会を承諾しないときは、速やかに書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第9条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。
- 2 会員は、次のいずれかに該当するときには、理事会の議決を経て退会したものとみなすことがで

きる。

- (1) 本人が死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 会員である団体が解散したとき
- (3) 破産宣告を受けたとき
- (4) 会費を2年以上にわたって納入しないとき

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で理事会の議決を経て除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の定款に違反したとき

(拋出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他拋出金品は、その理由の如何を問わず返還しない。

### 第3章 役員

(種別および定数)

第12条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、必要なときに理事会の議決を経て2名以内の副理事長をおくことができる。
- 3 理事は、正会員(法人又は団体にあつては、その代表者又は役職員)の中から総会で選任する
- 4 理事長、副理事長は理事会において互選する。
- 5 監事は総会で選任する。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 7 監事は、理事またはこの法人の職員をかねることはできない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款を定め、および総会又は理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員の補充又は増員による任期途中からの役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第16条 役員は、その総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 報酬の額は、理事会の議決を経て定める。
- 3 役員には、費用を弁償することができる。

## 第4章 会議

(種別)

第17条 会議は、総会および理事会とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第19条 総会は、法およびこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および活動予算ならびにその変更
  - (2) 事業報告および活動決算の承認
  - (3) 役員を選任、解任、職務
  - (4) 会費の額
  - (5) 定款の変更
  - (6) 合併
  - (7) 解散
  - (8) 解散した場合の残金財産の処分
  - (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- 2 理事会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 総会に付すべき事項
  - (2) その他この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後90日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - (3) 第13条第4項第4号の規定に基づき、監事が召集したとき
- 3 理事会は、年2回以上必要なときに開催する。

(召集)

- 第21条 総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が召集する。
- 2 総会を召集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、通知を開会日の7日前までに発して行わなければならない。
  - 3 理事会を召集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、電子メールをもって、通知を、開会日の7日前までに発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合には、この限りではない。
  - 4 前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合は、理事長は速やかに会議を召集しなければならない。

(定足数)

- 第22条 総会は、正会員の2分の1以上、理事会は理事の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議長)

- 第23条 総会の議長は、出席者の中から理事長の指名する者がそれにあたる。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

- 第24条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
  - 3 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の3分の2以上を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 理事の議決権は、平等なものとする。
  - 5 総会および理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

- 第25条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は出席する正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面またはファックス、電子メールをもって表決することができる。
  - 3 前各号の場合において、当該正会員又は理事は、第22条および前条の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

- 第26条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、電子メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

- 第27条 総会および理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員又は理事のうちその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印し、これを保存しなければならない。

## 第5章 資産及び会計

(資産および経費の支弁)

第28条 この法人の資産は、次の各号を持って構成し、経費はこれらをもって支弁する。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第31条 会計は、一般会計のほか、特別会計をおくことができる。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および活動予算)

第33条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定による事業計画および活動予算は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。
- 3 総会で事業計画および活動予算の変更が議決された場合は、その変更の方針にしたがって、総会終了後速やかに、理事長が事業計画および活動予算を変更し、理事会の議決を経るものとする。ただし、その場合、総会での再度の議決を必要としないものとする。
- 4 理事長は、前項の変更された事業計画および活動予算は、その事業年度終了後の総会に報告することとする。
- 5 この法人は、第2項の総会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定に関わらず、第1項の理事会が議決した事業計画および活動予算をもって、事業を行うものとする。
- 6 第1項に規定した事業計画および活動予算の変更は、総会の議決を経て行う。

(事業報告および活動決算)

第34条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書（以下「事業報告書等」という。）は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第6章 事務局

(事務局)

第35条 この法人に事務局をおく。

- 2 事務局は、事務局長1名および事務局員若干名をおく。
- 3 事務局長および事務局員は理事長が任免する。

(組織および運営)

第36条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第7章 委員会等

(委員会等)

第37条 この法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、評議委員会および専門部会等（以下「委員会等」という。）の委員会をおくことができる。

- 2 委員会等は、その定められた事業について、調査・企画・運営・実施にあたる。
- 3 委員会等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

## 第9章 解散および合併

(解散)

第39条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による認証の取消
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属先)

第40条 この法人が解散のときに有する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散を決定する総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第41条 この法人と他の特定非営利活動法人との合併は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 雑則

(委任)

第42条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(公告)

第43条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

## 附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証を得て登記した日（以下「成立日」という。）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

正会員 年会費 3000 円  
賛助会員 年会費 2000 円

- 3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする

理事長 伊藤美代子  
副理事長 内山孝子  
副理事長 早川美江子  
理 事 小柴幸子  
理 事 鈴木靖枝  
理 事 田村時蔵  
理 事 小川栄智

監 事 岩崎久弥  
監 事 竹田一光

- 4 この法人の設立年度の事業計画および収支予算は、第 19 条第 1 項第 1 号および第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、法人設立総会において決定する。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 30 条の規定にかかわらず、成立日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。